



2024年3月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 国/地域・34 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インド

### チェンナイ及び近郊の工業団地に関して

#### ● はじめに

インド南部に位置するタミルナドゥ州チェンナイ(旧名マドラス)は南インドを代表する都市である。一般的にイメージされるインドは主に北インドを中心としたエリア、所謂【ヒンディーベルト】であるが、チェンナイを含むタミルナドゥ州に関しては州公用語のタミル語がメインで話されており、ヒンディー語を理解する人はかなり少ない。また、北インドのアーリア系とは異なりドラビダ系民族がマジョリティであり中央政権、中央政党への支持率が低い等、独自の文化に誇りを持つ人々が暮らしている。

#### ● 工業団地

チェンナイ及びその近郊は製造業に力を入れており、民間工業団地と SIPCOT(タミルナドゥ州産業振興公社)運営の工業団地には数多くの企業が進出している。

また、チェンナイ近郊にはカトゥパリ港・エンノール港・チェンナイ港等の港があるため東南アジア、日本へ輸出入がインドの主要港の中では最短で出来る好立地でもある。

現在は州政府主導のもと工業団地・交通・電力の整備が急ピッチで進められている。

#### ① 民間工業団地

主な民間工業団地としては、マヒンドラグループと住友商事が出資するオリジンズ・チェンナイ(ヤンマー・日星電気・三菱電機等)、マザーサンと双日が出資する双日・マザーサン工業団地(未進出)、シンガポールのキャピタランド等が出資するワンハブ・チェンナイ(ヤマハ楽器・ダイセル・日立アステモ・味の素等)、Shri KAILASH グループ出資のインドスペース(椿本チエイン、日通等)、またチェンナイではなく隣のアンドラ・プラデシュ州に位置する Sri City 社運営のスリシティ工業団地(いすゞ自動車、コベルコ、ユニチャーム等)にも多くの企業が進出している。

すでに多くの企業が進出済であるが若干数の空きがある工業団地もあり、また拡張の計画もされている。隣州のスリシティへ向かう道路状況も以前に比べると改善されており、今後も工場設立やそれに伴う企業の進出も加速すると予測される。



### ② SIPCOT

SIPCOT はタミルナドゥ州産業振興公社が運営する工業団地であり、チェンナイ近郊を含めて 10 か所以上存在している。

日系企業はその内の半分ほどの工業団地に進出しており、主要なものとしては市内より南西約 50 キロのオラガダム(ルノー日産、コマツ、日本精江等)、バラム・バダガル(ヤマハ発動機、積水化学工業等)がある。その他の SIPCOT にも数社日系企業が工場を建設している。

SIPCOT は一般的に買い手が決まってから土地等の整備がなされるが、一部工業団地に関しては急ピッチで整備が進められている。現状は開発中である工業団地、空きがある工業団地も多く、完成のスケジュールが読みにくいデメリットもあるが各国の企業から注目されている。

### ● まとめ

現状、民間工業団地に関しては日系だけでなく外資系も含めて多くの企業が進出済みであり空きが無い状況が続いているが、タミルナドゥ州政府はより一層の企業の誘致を計画しており、工業団地の拡張、チェンナイ近郊から更に遠いエリアの工業団地の整備にも力を入れている。チェンナイ近郊から更に遠い工業団地になるとインフラ関連のリスクもあり容易ではないが、外資系の中にはすでに工場設立に向けて動いている企業もあり引き続き注目される地域である。

また、州政府は進出企業への補助金や優遇政策等も明らかにしている為、外資企業は今後もインド進出・チェンナイ進出に向けて動いていくと予想される。

#### Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon, Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一 (日本国公認会計士) [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

今井 芙紗子 (コンサルタント) [fu.imai@faircongrp.com](mailto:fu.imai@faircongrp.com)

森田 浩資 [ko.morita@faircongrp.com](mailto:ko.morita@faircongrp.com)



### インドネシア

#### 1. 経済法令

##### 貿易省規則第 36 号 : 2024 年 3 月 10 日から、インドネシア国際空港での旅客荷物輸入が制限

2024 年 3 月 10 日より、インドネシアでの国際空港の税関当局は、2023 年貿易省規則第 36 号に基づき、旅客荷物の輸入制限を実施している。旅客荷物には、履物、バッグ、繊維製品、電子機器、携帯電話など 5 つのカテゴリーが制限の対象となっている。当該制限により、乗客 1 人につき以下の通り、インドネシアへの持ち込みが許可される荷物の最大数量に制限が課せられている。

- 履物、最大 2 足
- バッグ、最大 2 個
- 繊維製品、最大 5 個
- 電子機器、最大 5 個、合計 1,500 米ドルまで
- ヘッドセット、タブレット PC などの携帯電話、最大 2 台

本規定は、インドネシアに帰国するインドネシア人移民労働者を含む、すべての出国旅客に適用される。指定の荷物制限を超過した場合、国際空港税関当局が輸入手数料を裁量で課す。

海外からの荷物が制限されていることについて、国民から多くの苦情が寄せられているため、貿易省はこの規制の修正を検討している。

#### 2. 経済・社会ニュース

##### 【政府、2025 年までの投資目標を 1,750 兆ルピアに引き上げ】

インドネシアの経済担当調整省は、2025 年の実現投資の目標は 2024 年の 1,650 兆ルピアから上昇し、1,750 兆ルピア（約 16 兆 7,000 億円）を目指しており、世界的な景気後退による課題に取り組んでいる。この新目標に関する政府の戦略的政策のひとつは、国内総生産（GDP）への貢献を高めるための最優先事項である、工業化と川下部門への投資を刺激することである。インドネシア経済法律研究センター（CELIOS）のビマ・ディレクターは、中国や日本の景気後退が外国投資に影響を及ぼしており、商品価格の下落や、高金利が予想されるといった課題があるため、投資目標は高すぎると考えている。しかし、特に電気自動車、再生可能エネルギー、バッテリーのリサイクルなど、政府が投資を誘致できれば、可能性があると同氏は予測している。ISEAI のシニアアナリスト、ロニー氏は、高い投資コストを削減し、選挙後の政治的安定を確保することの重要性を強調する。経済改革センター（CORE）のエコノミスト、モハマド・ファイサル氏は、ガバナンス、インフラ、政策、労働力の質が改善されれば、投資目標は現実的と見ている。主な投資分野は、食品・飲料、医薬品、川下産業などである。

### 【西ジャワのLRT建設計画、財務省が承認】

西ジャワ州政府と財務省は、LRT の建設計画に合意した。LRT の建設は、バンドンの交通渋滞を緩和することを目的としている。この計画では、南北（Babakan Siliwangi-Leuwipanjang）と西東（Leuwipanjang-Tegalluar）の 2 つの回廊が 2024 年に着工する予定である。世界銀行の調査によれば、南北回廊の開発費は 10 兆ルピア（約 960 億円）と見積もられている。財務省は建設を承認し、PT Sarana Multi Infrastruktur（SMI）を通じて投資家を募集する予定である。LRT 建設の資金調達には、国家予算の配分に加え、政府と事業体の協力（PPP）のスキームが関与する。

### 【レバラン移動のピーク予測】

運輸省は、イスラム教の断食明けの大祭（レバラン）前後の休暇で、移動のピークが 4 月 8 日（月）になると予測している。このピークは、多くの官公庁や民間企業がレバラン合同休暇期間に入る際に発生する見込みである。運輸省の推計では、期間中の移動者数は約 2,660 万人で、前年比 56.38%の増加となる。移動者数が最も多いのは東ジャワで、次いでジャボデタベクと中部ジャワである。コロナウイルスの影響や家族の経済状況、共同休暇、交通機関の質などが影響し、移動時の交通機関利用については、鉄道、バス、自家用車、オートバイへの関心が高まっている。

### 【レバラン前の THR、分割禁止へ】

労働省は、雇用主に対し、大祭（レバラン）の前に従業員に少なくとも 7 日前までに休暇手当（THR）を支給するように要請している。また、雇用主がこの規定を守るよう強調し、THR の分割支払いは禁止されていることについて、3 月の第 3 週に総督に向けて通知が発行される予定である。また、THR 手当支払に関する労働省の 2024 年 3 月 15 日に発行した通達によると、会社には支払いを遅らせる選択肢があるが、厳しい条件が適用される。雇用主と従業員が THR の支払いの遅延に同意し、合意を結ぶ必要がある。その理由は具体的かつ最終的な支払いが確実であることが明記されている必要がある。

#### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛（日本国公認会計士） [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKloIMSI>



### オーストラリア

#### 1. 最近の出来事総集編（2024年2月23日～3月15日）

- 2月23日号：今週、メルボルンは39℃の日もあり、極端に暑い日があるのが例年より1か月程遅い気がします。今週末メルボルンから300km離れたBrightという街でスパルタンレースが開催されます。
- 3月1日号：今週もメルボルンは38℃の日があり、まだまだ夏日和です。日系企業が投資をする際は、法務、会計、税務、労務、税関、ビザ、送金、セキュリティ等、様々な検討ポイントがありますが、その中でも Culture（文化）の部分が一番大事だと思います。
- 3月8日号：またまた今週末メルボルンは38℃の予想となっています。オーストラリア投資について、オーストラリアには日系企業が846社あると言われていました。2022年以降、弊社にオーストラリアでの新会社設立に関する問い合わせがあった企業は30社で、うち13社が設立済みとなっています。
- 3月15日号：先週末は、この時期珍しく35℃超えの日が続きました。Time outという雑誌で「イケてる」通り（Coolest Street）30選が取り上げられており、1位はメルボルンのHigh Streetでした。

#### 2. Director ID 申請の徹底

Director ID に関して、オーストラリア証券投資委員会（ASIC : Australian Securities Investments Commission）は、Australian Business Registry Services（ABRS）からの重要なメッセージとして以下を公表しています。Director ID の申請漏れがないか再度ご確認ください。

- ABRS は、義務を履行していない Director との関与を継続しており、まだ Director ID を申請していない場合は、連絡を受ける可能性がある。
- Director が申請を怠った場合に取られる可能性のある措置には、次のようなものがある。
  - ✓ 登録機関の代表者との面談に同席して、なぜ Director ID を取得していないのか説明するよう求められる。
  - ✓ 調査と訴追を検討するため ASIC に照会される。

### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治 (豪州公認会計士) [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司 (日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士)

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



## シンガポール

### シンガポール 2024 年度予算案 (Budget 2024) の税制改正等について

2024 年 2 月 16 日、シンガポールの 2024 年度予算案 (Budget 2024) が公表されました。最低限押さえておきたい主要な税制改正等について解説します。

#### 法人税の改正

##### ① 法人税リベート : CIT Rebate

- 法人税額の 50% が税額控除される (上限 S\$40,000)。また、2023 年 1~12 月に少なくとも 1 人のシンガポール人または永住権保有者を雇用する企業について、最低 S\$2,000 の最低給付金 (CIT Rebate Cash Grant) が支給される。

##### ② 修繕・改修費 (R&R : Renovation or Refurbishment) 控除の拡充

- 対象となる適格支出にデザイナーや専門家への報酬を追加される。また、現行制度の S\$300,000 を上限とする損金算入について、定額法と即時償却の選択が認められる。

#### 個人所得税の改正について

##### ① 個人所得税リベート : PIT Rebate

- 生活費上昇の負荷軽減を目的として、2023 年に雇用所得を得たシンガポール居住の納税者を対象として、所得税額の 50% が税額控除される (上限 S\$200)。



### ② 扶養控除の所得基準の変更

- ・ 扶養家族の負荷軽減を目的として、扶養控除を適用条件である扶養者の年間所得基準額を S\$4,000 から S\$8,000 に引き上げる（2025 賦課年度より適用）。

#### Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>

<https://youtu.be/PXAZVr644xw>



タイ

### タイにおけるグローバルミニмум課税の現状

グローバルミニмум課税とは、法人税の国際的な引き下げ競争に歯止めをかけ、企業間の税負担の公正化を図る為、経済協力開発機構（OECD）が公表した「BEPS 2.0 Pillar2」（以下、ピラー2）において合意されたルールであり、多国籍企業が自社と関連のある国や地域で発生する所得に対して、最低限の税率（15%）を納付することを目的としている。実効税率が 15%のミニмум税率を下回る場合は、その国・地域における追加課税（トップアップ税）を支払う義務が生じることとなる。現時点までにタイや日本を含む約 140 の国・地域がこのグローバルミニмум課税制度を導入することに合意している。

2023 年 3 月 7 日の閣議においてタイ政府はピラー2 への対応を進めているが、2024 年 3 月 1 日、タイ歳入局はピラー2 の規則に沿ってトップアップ税を徴収するための法案を公表、3 月 1 日～15 日に当該法案における公聴会が開催された。

今後は、2024 年 3 月末を目途に、公聴会から得られた意見とあわせて法案が内閣に提出され、検討される予定である。最終的には 2025 年のグローバルミニмум課税の導入を目指している。

なお今回の法案は GloBE ルール（Global Anti-Base Erosion Rul）に従ったものであり、年間収益が 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍企業に適用される旨等が示されているが、GloBE 所得の計算方法や適用すべき為替レート、セーフハーバーなどの具体的な規定のほとんどは盛り込まれていない。

多国籍企業はグローバルミニマム課税の影響を理解し、各国の関係会社の実効税率が 15%を下回り、トップアップ課税がされる可能性があるかどうかの検討を行い、将来のコンプライアンスに備えることが必要だといえる。

3月1日～15日公聴会資料

[https://www.rd.go.th/fileadmin/user\\_upload/kormor/newlaw/Hearing010367-150167.pdf](https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/Hearing010367-150167.pdf)

### Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,  
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔 (日本国公認会計士) [yu.otani@faircongrp.com](mailto:yu.otani@faircongrp.com)

山本 有里子 (コンサルタント) [yu.yamamoto@faircongrp.com](mailto:yu.yamamoto@faircongrp.com)



### ニュージーランド

今月は休載とさせていただきます。

### Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Tel : +64 9 985 5614

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/WVbWcktA6nU>





### フィリピン

今月は休載とさせていただきます。

#### FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟 (日本公認会計士) [sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/1Skwfwir8-E&t=1s>

### ベトナム

#### ベトナムにおける建設活動能力証明書の概要

##### 1. はじめに

ベトナムで法人を設立する場合、外国投資家は計画投資局から投資登録証明書 (IRC) および企業登録証 (ERC) の発給を受ける必要があります。さらに、一部の事業では事業開始前にサブライセンスの取得が法令で求められています。例えば、建設分野の事業では多くの場合、建設省または建設局から建設活動能力証明書の取得が必要となります。本稿では、建設活動能力証明書の概要を説明します。

(以下は、政令 No.15/2021/ND-CP、政令 No.100/2018/ND-CP 等に基づく)

##### 2. 建設活動能力証明書の取得が必要な場合

建設分野で以下の事業を行う場合には、法令により定められる能力要件を満たす必要があります。建設活動能力証明書とは当該能力要件を満たす証明書を指します。なお、これらの要件は事業内容ごとに異なります。

	事業内容
1	調査
2	都市計画
3	設計・設計審査
4	建設投資プロジェクトの管理
5	建設投資プロジェクトの監理
6	建設工事
7	工事監理
8	工事監査
9	建設投資費用の監理

そして、建設活動能力証明書は I～III のランクに分類されており、各ランクでは上記の事業における能力要件（人員、経験、設備等）が異なります。

### 3. ランク別の能力要件

下記では、上記の事業の中で実際に日系企業の進出事例が多い「建設工事」におけるランク別能力要件を概括します。

ランク別能力要件は、人員・経験・設備の面で分類され、以下表の通りです。

項目		ランク I	ランク II	ランク III
人員	現場監督	ランク I の現場監督	ランク II 以上の現場監督	ランク III 以上の現場監督
	業務従事者	大卒で 3 年以上の業務経験、または専門学校卒で 5 年以上の業務経験	大卒で 1 年以上の業務経験、または専門学校卒で 3 年以上の業務経験	大卒または専門学校卒
経験（工事实績）		クラス 1 の工事 1 件、またはクラス 2 以上の工事 2 件以上	クラス 2 以上の工事 1 件、またはクラス 3 以上の工事 2 件以上	要件不要
設備		建設機材を提供する十分な能力を有する		

### 4. 建設能力活動証明書の有効期間

建設能力活動証明書の有効期間は 10 年です。10 年経過後も要件を満たしている場合は再発給が可能です。



### 5. まとめ

上記 3 で見た通り、工事実績が少ない場合や無い場合は、ランク III のみが取得可能なことが分かります。そのため、日系企業が建設工事分野で進出を検討する際には、まずは通常はランク III の建設活動能力証明書取得から始めることが一般的といえます。なお、建設能力活動証明書などのサブライセンスの取得は法令上の義務となっているため、取得が必須な点には留意が必要です。

#### Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

##### ■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

##### ■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>



### マレーシア

#### 会社の実質的支配者(BENEFICIAL OWNER: BO)の報告義務について

マレーシア企業委員会 (SSM) は 2020 年 3 月 1 日に、「法人の実質的支配者に関する報告フレームワークのガイドライン (以下、「SSM ガイドライン」) を発行しました。これは、法人 (企業および有限責任パートナーシップ (LLP)) が、2016 年会社法 (CA 2016) および 2012 年有限責任パートナーシップ法に基づき、実質的支配者 (BO) 情報の取得・保持、最新情報への更新、関係者へ適時アクセスを提供するといった BO 報告フレームワークを理解し、遵守するためのガイドラインです。

2020 年 12 月 17 日、SSM は、2020 年 12 月 31 日に終了予定であった BO 報告義務導入の経過措置期間を、提案されている会社法 (改正) 法案および有限責任事業組合 (改正) 法案の施行日に合わせるため、延長することを発表しました。

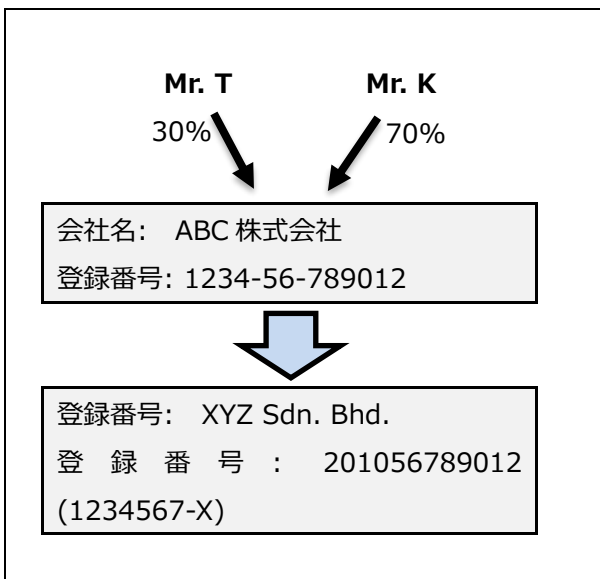
2023年11月28日、会社法改正案2023（以下、「法案」）が、マレーシア議会下院（デワン・ラキヤット）第三読会を通過しました。法案は2023年12月3日に上院（デワン・ネガラ）に提出され可決、その後、王室の承認を受け、2024年1月24日に官報に掲載されました。

### ● 実質的支配者（BO）とは

"Beneficial Owner"（BO）は、株式の最終的な所有者を指し、いかなる種類の名義人も含みません。この定義は、法的な所有者とは異なり、その会社の所有割合にかかわらず、法人を最終的に所有または支配する自然人を指します。次のいずれかの基準に該当する自然人が、実質的所有者に該当します。

基準	説明
A	会社の（議決権の有無にかかわらず）株式の20%以上に対して、直接または間接的に利害関係を有する者
B	会社の議決権付き株式の20%以上を、直接または間接的に所有する者
C	会社、または会社の取締役や経営陣に対して、公式・非公式にかかわらず、最終的な実効支配権を有する者
D	取締役会において、過半数の議決権を有する取締役を、直接または間接的に任命または解任する権利または影響力を有する者
E	会社の株主またはその他利害関係者であり、会社の他の株主またはその他利害関係者との契約に基づき、単独で会社の過半数の議決権を支配する者

参照図：



備考：

- ABC 株式会社は XYZ 社の法的な所有者です。
- Mr. T と Mr. K はそれぞれ ABC 株式会社を通じて XYZ Sdn. Bhd. の20%以上の間接的な持分を保有しているため、XYZ 社の BO に該当します。



### ● 導入期限

BO 情報に関する企業の対応事項は次のとおりです。

新設企業 (年次報告書の初回提出前)	会社秘書役の任命後 30 日以内に BO 情報を取得する。
	BO 情報取得後 60 日以内に、BO 情報を BO 登記簿に入力する。
	BO 情報が BO 登記簿に入力された日から 14 日以内に SSM に報告する。
既存企業 (2024 年 4 月 1 日から 3 ヵ月以内)	BO 情報の変更について、BO 登記簿に入力された日から 14 日以内に、SSM に報告する。
	設立記念日から 30 日以内に、年次報告書と BO 情報を提出する。

企業への BO 報告義務の適用スケジュールは次のとおりです。

- **経過措置期間-2020 年 3 月 1 日から会社（改正）法案および有限責任事業組合（改正）法案の施行日まで**

法人単位で BO 情報を入手、保管、および最新の状態に更新する。

- **2023 年の会社法改正法案および有限責任事業組合法改正法案の施行日以後**

BO 情報を入手・保管・更新し、SSM に報告する。

全ての企業は、2024 年 4 月 1 日以降 3 ヵ月以内に、e-BOS システムを通じて、BO 情報を提出することが求められる。

### ● BO を特定するために取るべき措置

企業は、BO 報告を遵守するため、以下のような措置を講じなければならない。

- 個人、法人、および信託によって保有されている会社のすべての権益を考慮に入れる
- 会社レベルで入手可能なすべての文書や情報を確認する（株主名簿、株主同意書、定款、設立証明書など）
- 株主に対して BO の特定に関する情報提供を要請し、BO 情報に変更がある場合には会社に通知することを求める。必要に応じて、そのような方針は、会社の定款または会社が適切と判断する他の文書に反映されることがある。



- d) 2016 年改正会社法 (CA2016)第 56 条(1)、(2)又は(3)に基づく通知を送付することにより、BO 情報を入手する。さらに、企業は年次報告書の提出のため、少なくとも暦年に 1 回、第 56 条(1)に基づく通知を送付する必要がある。
- e) 企業に対して有する権限の性質を問わず（株式の保有比率等に限らない）、同一人物が企業に対して有する全ての利害や権利内容を示す BO 情報を特定する。
- f) BO 情報を BO 登記簿に記録し、保管する。
- g) 管轄当局、司法機関、BO、および BO が許可したその他の人物にアクセス権を付与する。
- h) その他各企業の状況に応じて取られるべき措置を実行する。

● **BO 報告に関する責任者**

企業、取締役会（BOD）、株主総会（または株主）、および会社秘書役/代理人

● **違反に対する罰則**

No	CA2016 の規定	要件	罰則
1	60B	全ての企業は、企業の BO 情報を保持し、BO 登記簿に登録する	RM20,000 以下の罰金。違反が継続する場合は、追加で RM500 以下の罰金
2	60C	企業は、書面通知により、株主に対し当該株主自身が BO に該当するか否かの情報開示を適時適切に求める	個人—3 年以下の禁固、または RM50,000 以下の罰金、若しくは両方 個人以外—RM50,000 以下の罰金
3	60D	BO は、BO 情報に変更があった場合に企業に対して自主的に開示する	個人—3 年以下の禁固、または RM50,000 以下の罰金、若しくは両方 個人以外—RM50,000 以下の罰金
4	68	企業は、BO 情報と共に年次報告書を提出する	RM50,000 以下の罰金。違反が継続する場合は、追加で RM1,000 以下の罰金



### Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎 (日本国公認会計士) [ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

池田 莉菜 (日本国公認会計士) [ri.ikeda@faircongrp.com](mailto:ri.ikeda@faircongrp.com)

YouTube で動画公開しています。 <https://youtu.be/5aIfxofcfrU>



### 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



越境ワーク 東南アジア編

<https://youtu.be/g5fg1dsP7Qg>

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。